

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第1節 都市づくり

施策2 空家等対策体制の充実

基本計画  
掲載頁

92～93

|             |          |   |                   |   |
|-------------|----------|---|-------------------|---|
| 施策の<br>達成状況 | <b>B</b> | A：順調に推移した<br>B：おおむね順調に推移した<br>C：進捗が遅れた          | 成果                | 空家等対策の推進に関する特別措置法や新座市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図ることができた。                              |
|             |          |   | 課題                | 空家等については、所管や課題が多岐にわたることから、庁内の関係各課及び専門家団体と連携を図る必要がある。  |
| 今後の<br>方向性  | <b>I</b> | I：現状のまま継続<br>II：一部見直し等の余地がある<br>III：抜本的な見直し等が必要 | 成果・課題を踏まえた今後の取組方針 | 第2期新座市空家等対策計画における空家等の「発生予防」、「適正管理の促進」、「利活用の促進」、「管理不全の解消」の四つの基本方針に基づき、関係団体と連携を図りながら、今後も所有者等への改善指導や啓発活動などの対応を継続して講じる空家等の適正な管理の推進を図っていく。 |

【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

| 項目                   | 現状値<br>(策定時点) | 令和5年度  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 目標値  | 令和5年度時点<br>達成度※2 | 所管課            |
|----------------------|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|------|------------------|----------------|
| 新座駅北口土地区画整理事業進捗率     | 53%           | 66%    |       |       |       |       | 100% | <b>B</b>         | 新座駅北口土地区画整理事務所 |
| 通報があった空家等の管理不全箇所の解決率 | 91.80%        | 90.40% |       |       |       |       | 100% | <b>B</b>         | 建築審査課          |
|                      |               |        |       |       |       |       |      |                  |                |
|                      |               |        |       |       |       |       |      |                  |                |
|                      |               |        |       |       |       |       |      |                  |                |
|                      |               |        |       |       |       |       |      |                  |                |

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

## 主な施策展開の進捗状況

| (1) 空家等の管理意識の高揚                                     | 施策の進捗状況   | 評価の説明   | 所管部      | 所管課   |
|---|-----------|---|----------|-------|
| ○ 空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。        | B（おおむね順調） | 空家等の発生を抑制するために、住宅の管理や利活用、相続等について、啓発チラシや市ホームページ、広報にいざ及び関係部局の発行物への掲載等により、広く啓発活動を実施した。   | まちづくり未来部 | 建築審査課 |
| (2) 空家等対策体制の整備                                      | 施策の進捗状況   | 評価の説明   | 所管部      | 所管課   |
| ○ 庁内及びその他関係機関と連携して、空家等対策を推進する体制を整備します。              | B（おおむね順調） | 空き家の発生防止や問題の早期解決を図るため、空き家の担当部署と庁内の関係各課が相互に連携・協力する体制を整備した。   | まちづくり未来部 | 建築審査課 |
| ○ 空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。              | B（おおむね順調） | 空家等の利活用や不動産市場への流通を促進するため、市が窓口となり、協定を締結している市内各金融機関をはじめとした各種専門家団体へ案内をするなどして、利活用を促したほか、各団体と情報共有を図ることで管理不全の空き家等の発生を防ぐための取組に努めた。       | まちづくり未来部 | 建築審査課 |
| ○ 空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。 | B（おおむね順調） | 空家等に関する課題は専門的かつ多岐にわたるため、専門家団体と連携を取りながら、空家等に関する様々な相談について、問題の早期解決に努めた。また、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図れた。 | まちづくり未来部 | 建築審査課 |